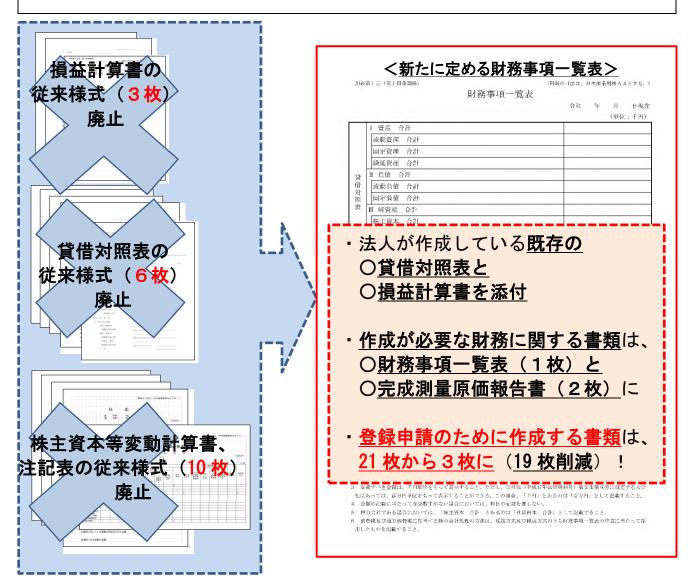
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年3月18日 土地·建設產業局建設市場整備課

測量業者、登録申請の書類が大幅簡素化!本年4月1日より運用開始

~財務関係書類(法人)を大幅に簡素化し、手続きコストを削減~

国土交通省は、測量業(法人)の登録申請に必要な財務関係書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表)について、行政手続コスト(事業者の作業時間)削減のため、測量法施行規則を改正し、従来の様式を廃止して新たに定める財務事項一覧表並びに会社法等の規定に準拠した既存の貸借対照表及び損益計算書とします。(別紙)※なお、「完成測量原価報告書」は引き続き必要となります。



※ <u>令和2年3月31日までに決算期の到来した事業年度にかかる書類</u>については、<u>改正前の様式</u>に 基づいて作成することができます。

今回改正した財務に関する書類等は、国土交通省 HP でご確認いただけます。

(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1 6 bt 000209.html)

【問い合わせ先】 土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室 中根(企画専門官:内線24813)、赤道(あかみち)(建設振興係長:内線24816)03-5253-8111(代表) 03-5253-8282(直通) 03-5253-1555(FAX)